

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社エーアイ			コード	4388
提出日	2025/5/21	異動（予定）日	2025/6/19		
独立役員届出書の提出理由	2025年6月19日に開催予定の第22回定時株主総会において、現在独立役員である杉山浩氏が退任予定であるため。				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	栗原 学	社外取締役	○													○		有
2	長尾 章	社外取締役	○										○					有
3	金丸 祐子	社外取締役	○													○		有
4																		
5																		

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		公認会計士としての専門的見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に経理・財務及び内部監査について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。当社と同氏との間に利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれのない独立性を有していると判断し、独立役員として選任しております。
2	長尾章氏は株式会社ソルクシーズの代表取締役会長であります。株式会社ソルクシーズは、当社と営業上の取引関係がありますが、当事業年度における販売実績はございません。また、同社は当社の株式を250,000株保有しておりますが、発行済株式の総数に対する所有株式数の割合は3.57%と僅少であります。当社の重要な人的関係、その他の利害関係は無く、一般株主との利益相反の生じるおそれのない独立役員と認識しております。また、同氏の兼任先とも特別の利害関係はありません。	長年にわたり株式会社ソルクシーズの代表取締役を務め、企業経営者としての豊富な経験を通して培った企業経営に関する高い知見を有しております。当社が今後、業容を拡大していくにあたり、ガバナンス強化と事業推進の両面から当社の経営に適切な助言・監督を行っていただけることを期待し、同氏を独立役員として選任しております。
3		弁護士としての専門的見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特にコンプライアンス及びリスクマネジメントについて専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。当社と同氏との間に利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれのない独立性を有していると判断し、独立役員として選任しております。
4		
5		

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。